

凍結精子の保存期限を更新される方へ

現在当院でお預かりしている凍結精子は、凍結時に 1 年間の保存料金が含まれていますが、1 年の保存期間を超える場合、1 年毎に更新が必要となります。

更新手続きの際は、当院のホームページを確認の上、ご自身でお手続きください。

凍結日： 年 月 日

※上記の凍結日から 1 年毎が凍結保存期日/更新期日となります。

凍結日をご自身でご記入してください。この用紙を大切に保管し、ご自身で更新手続きの管理をお願い致します。

保存期限を迎えた凍結精子の今後の管理について、以下の 3 つからお選びいただき、案内に従ってお手続きください。

① 保険更新の場合

以下の条件を満たしたパートナー(女性の方)が保険適用となる場合、保険更新が可能になります。

- 体外受精胚移植法での治療中(治療計画書作成日から、半年以内に採卵を行うものに限る)
- 保険適用での胚移植が回数制限を超えていない
- 保険適用の年齢制限内

※現在パートナーが妊娠中の方は、保険での治療が中断となるため、更新は自費となります。

※2022 年 4 月以前に凍結していた方も、パートナー(女性の方)が上記の要件を満たせば保険更新することができます。

※治療回数制限について、詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

保険適用での保存期限の更新をお考えの場合は、更新期日までに診察の予約を取り、ご本人、パートナー同伴の上、お二人で揃った受診をお願い致します。診察した上で、治療計画書の作成が必須となります。

② 自費更新の場合

更新時に保険適用で採卵のための治療が行われていない方、パートナー(女性の方)が保険適用外の方、または 2024 年 6 月以降で選定療養にて精子凍結保存された方は、自費の更新となります。

③ 廃棄の場合

< 更新料 > 保険と自費で更新料が異なりますのでご確認ください。

保険(3 割負担) : 2,100 円/年

自費(10 割負担) : 33,000 円/年(税込)

自費(10 割負担、6 年以上の場合):凍結年数×1 万円(税別)

※凍結日より 6 年以上保存する場合は、費用加算があります。

◎ 6 年目更新⇒ 6 年目×1 万円=6 万円(税別)

※2024 年 6 月～診療報酬改定により、要件を満たせば保険での更新が可能となります。

更新手続きの受付期間は、凍結保存期限日の 2 ヶ月前から期限当日までです。

受付期間を過ぎてからの更新手続きはできません。

保存期限更新をされる方は、次の手続きの内容をよくお読みいただいた上でお手続きしてください。

手続きについて

1. 同意書の準備

同意書は、『精子の凍結保存期間の延長に関する同意書』と『凍結精子の廃棄願』の2種類あります。

どちらか一方を記入し、**必ず更新受付期間中**にご自身で手続きをお願いします。

当院からの電話連絡等は、一切おこないませんのでご注意ください。

2. 更新手続きの受付期間

更新手続きの受付期間は、**凍結保存期限日の2ヶ月前から期限当日まで**です。

受付期間を過ぎてからの更新手続きはできません。

3. 更新の手続き

① 保険更新の場合(診察必須)

『精子の凍結保存期間の延長に関する同意書』に記入日、必要事項をご記入の上、**手続き書類一式(同意書は必須)・保険証**をご持参の上、**手続き受付期間中に診察の予約をとってお越しください。**

② 自費更新の場合(診察不要)

自費更新の方は、以下のどちらかの方法でお手続きください。

当院受付：**診療受付時間内**に更新料のお支払い

『精子の凍結保存期間の延長に関する同意書』に記入日、必要事項をご記入の上、提出

銀行振込み：更新料のお支払い

『精子の凍結保存期間の延長に関する同意書』に記入日、必要事項をご記入の上、郵送

下記の口座番号にお振込みください。

***手数料は、患者様にてご負担お願い致します。**

***お振込みの際は、ご本人(男性の方)氏名の前に診察券番号を記入してください。**

【振込先】

金融機関：滋賀銀行 瀬田駅前支店

種別：普通 口座番号：160878

名義：医療法人 竹林ウイメンズクリニック タケバヤシコウイチ 理事長 竹 林 浩 一

③ 廃棄の場合(診察不要)

廃棄をご希望の場合も必ず『凍結精子の廃棄願』の提出が必要となります。

『凍結精子の廃棄願』に記入日、必要事項をご記入の上、診療受付時間内に当院受付に提出または郵送してください。

なお、保存期間を過ぎて連絡が無い場合には、保存期間更新の意志がなく凍結精子の所有権を放棄したものとみなし、それらの処分権は当院に帰属し、廃棄処分といたします。

4. 更新手続きにあたってのご注意

- 更新手続きは1年毎となりますので、更新期日(凍結保存日から1年毎)をお守りください。
- 同意書の署名欄は、必ずそれぞれご本人が直筆で署名してください。日付も忘れずにご記入ください。
- 更新の手続きは、必ずご本人(男性の方)が行ってください。家族や知人を代理人として手続きすることはできません。

- 原則として**期間を過ぎてからの更新手続きはできません**。また、手続きをされないまま期限を過ぎた場合に、「まだ凍結精子は廃棄されずに残っているか」などの**電話でのお問い合わせにはお答えできません**。受付期間内に凍結保存期限の更新手続きが完了せず、すでに凍結精子が廃棄処理済みであった場合の異議申し立ては一切受け付けません。
- 『精子の凍結保存期間の延長に関する同意書』または『凍結精子の廃棄願』の提出、更新料の受領をもって、更新手続き完了と致します。
- 更新後の返金はいたしかねますのでご了承ください。
- 保存更新の意思表示がない場合、連絡が取れない場合、すべての手続きが上記の期間内に完了されていない場合は、**自動的に廃棄処分となります。こちらからのご連絡は致しません**。
- 離婚や事実婚を解消した場合あるいはどちらか一方が死亡された場合は、更新できません。引越等で住所変更した場合や家庭事情に変更(離婚・死亡など)がございましたら、必ずご連絡ください。
- **同意書は再発行できませんので、当院のホームページよりダウンロードしてください**。

◎**更新手続きの際は、当院のホームページを確認の上、ご自身でお手続きください**。

◎**更新においてご不明な点やご質問がある場合は、診察へお越しください**。

電話でのお問い合わせは、お受けできません。

竹林ウィメンズクリニック 2024.5.30 作成

～ご自宅管理用～

凍結胚、凍結精子は1年毎の更新手続きが必要となります。

ご自身で管理の上、更新手続きをお願いいたします。

凍結	更新手続き日	備考
精子	年 月 日	
精子	年 月 日	
精子	年 月 日	
精子	年 月 日	
精子	年 月 日	